

時津町立時津北小学校 いじめ防止基本方針

本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速且つ組織的に対応するために、全ての教職員が「いじめは、本校でも起こりうるものであり、児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。」という基本認識に立ち、全児童が、いじめのない安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止に一丸となって取り組む。

1 基本方針で目指す子ども像

- 他の人をいじめない子ども
- いじめられている人を助ける子ども
- だれとでも仲良くする子ども

2 対策組織（いじめ対策委員会等、組織について）

(1)組織の名称

いじめ対策委員会

(2)組織の構成

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・人権教育担当・養護教諭・学年主任
必要に応じて、保護者代表としてP T A会長・地域代表として学校評議員
カウンセラー等専門家・該当児童関係教職員

3 P T A・関係機関及び地域との連携について

- ・ P T Aの評議員会や学級懇談会・家庭訪問等の機会に、いじめ防止についての指導方針の説明や協力を呼びかけたり、情報交換を行ったりして連携し、いじめ防止対策に努める。
- ・ 学校支援会議や地域の青少年育成会などの諸会議で、いじめ防止についての指導方針の説明や協力を呼びかけたり、情報交換を行ったりして連携を推進する。

4 防止・早期発見・措置の手立てについて

(1) 教職員の取組（計画）

防 止	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども一人一人を大切にする学級づくりに努める。 2 道徳・人権教育・学級活動の充実に努める。 ・ 基本的な生活習慣、態度の育成 ・ 心に訴える指導、実践力の育成 ・ 思いやりの心、命の尊さの感得 3 子どもとの信頼関係を深めるよう努める。 4 いじめを許さない正義感みなぎる学級づくりに努める。
早 期 発 見	<ol style="list-style-type: none"> 1 昼休みや登下校時の教師の見回りを実施する。 2 集団から離れて一人である児童への声かけをする。 3 子どもの声に耳を傾け、些細なことでも共感的に受け止める。 4 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明。 5 個人面談や生活アンケートによる情報収集を行う。 6 家庭訪問や教育相談などを通して、保護者との信頼関係を深め情報を共有する。 7 日記指導・朝の会・帰りの会等を通して実態を把握する。
措 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長に報告しいじめ対策委員会で協議して、迅速に問題解決にあたる。 2 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で全教職員で情報共有を図り、複数で指導に当たる。 3 いじめられた子どもの苦しい気持ちへの共感といじめから守る事を伝え、精神的・身体的な苦痛を和らげるように努める。 4 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、複数で解決に努める。

(2) 児童生徒の取組（計画）

防 止	1 縦割り活動を実施し、異学年と交流することにより思いやりの心を育む。 ・ 1年生と6年生のペアを作り、年間を通して世話をする。 ・ 縦割り遊び（1年生から6年生までを縦割りにした班で遊ぶ） ・ 縦割り掃除（1年生から6年生までを縦割りにした班で掃除をする。） 2 集会活動を通して、全校児童で命の尊さや人権の大切さを考える。 ・ 平和集会 ・ 人権集会 3 友達を傷つける「チクチク言葉」は遣わず、優しい「ふわふわ言葉」を遣う。
早 期 発 見	1 朝の会や帰りの会で友達について話す。 2 日記を書く。 3 校長先生への相談箱に悩み事などを書いて入れる。 4 毎月の生活アンケートに記入する。 5 個人面談で話す。
措 置	1 いじめられたら、親や先生または友達に話す。 2 いじめられている子を見たら、先生や親または友達に話す。 3 親や先生などにも話せないときは、「いじめ相談ホットライン」などに相談する。

(3) 保護者の取組（計画）

防 止	1 生活の様々な機会を通して善悪の判断ができるようにする。 2 自分のものと他の人の物を区別し、大切に扱う心を育てる。 3 携帯電話・インターネット・ゲーム等の約束を作り、守る事ができるようにする。 4 地域の様々な行事に参加させ、社会性や思いやりを育てる。
早 期 発 見	1 日常的に子どもと会話して、学校での出来事や友達関係などの実態を把握する。 2 子どもの持ち物の紛失や増加に注意する。 3 服装の汚れや乱れ、けがなどのチェックをする。 4 些細な変化でも、担任に話す。
措 置	1 子どもの話をよく聞き、事実の確認をする。 2 担任に連絡をして事実関係を把握した上で、いじめられた子どもを守る姿勢を見せることで、子どもを安心させる。 3 学校と協力して問題解決に努める。 4 学校と連携して専門機関に相談し、適切な対応をする。
5 備考	（その他、学校の実態・実情に応じた内容について） ・ 月1回の情報交換会で気になる子どもの情報を共有し、適切な対応に努めている。 ・ 登下校時に見守りや児童への声かけをされている地域の方からの、気になる子どもについての情報提供により、学校では見えない子どもの姿を知ることができ、地域と学校の連携が児童の指導に効果を上げている。この取り組みを今後も継続していく。